

議案第34号

公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、別紙協議書のとおり阿見町の公共下水道を土浦市の住民の利用に供させることについて同市と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

## 土浦市民の阿見町公共下水道の利用に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、阿見町の公共下水道を下記のとおり土浦市の住民の利用に供させるものとする。

### 記

- 1 施設の名称  
阿見町公共下水道
- 2 施設の場所  
阿見町大字荒川本郷1343番5 地先
- 3 施設の流入区域  
土浦市荒川沖東二丁目107番8、110番3、110番4、110番5
- 4 流入見取図  
別紙のとおり
- 5 経費の負担及び利用の条件  
平成27年12月28日に締結した、土浦市及び阿見町住民の公共下水道の相互利用に関する協定書の規定を適用するものとする。
- 6 その他の事項  
この協議書に定めのない事項又はこの協議書の定めに関し疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

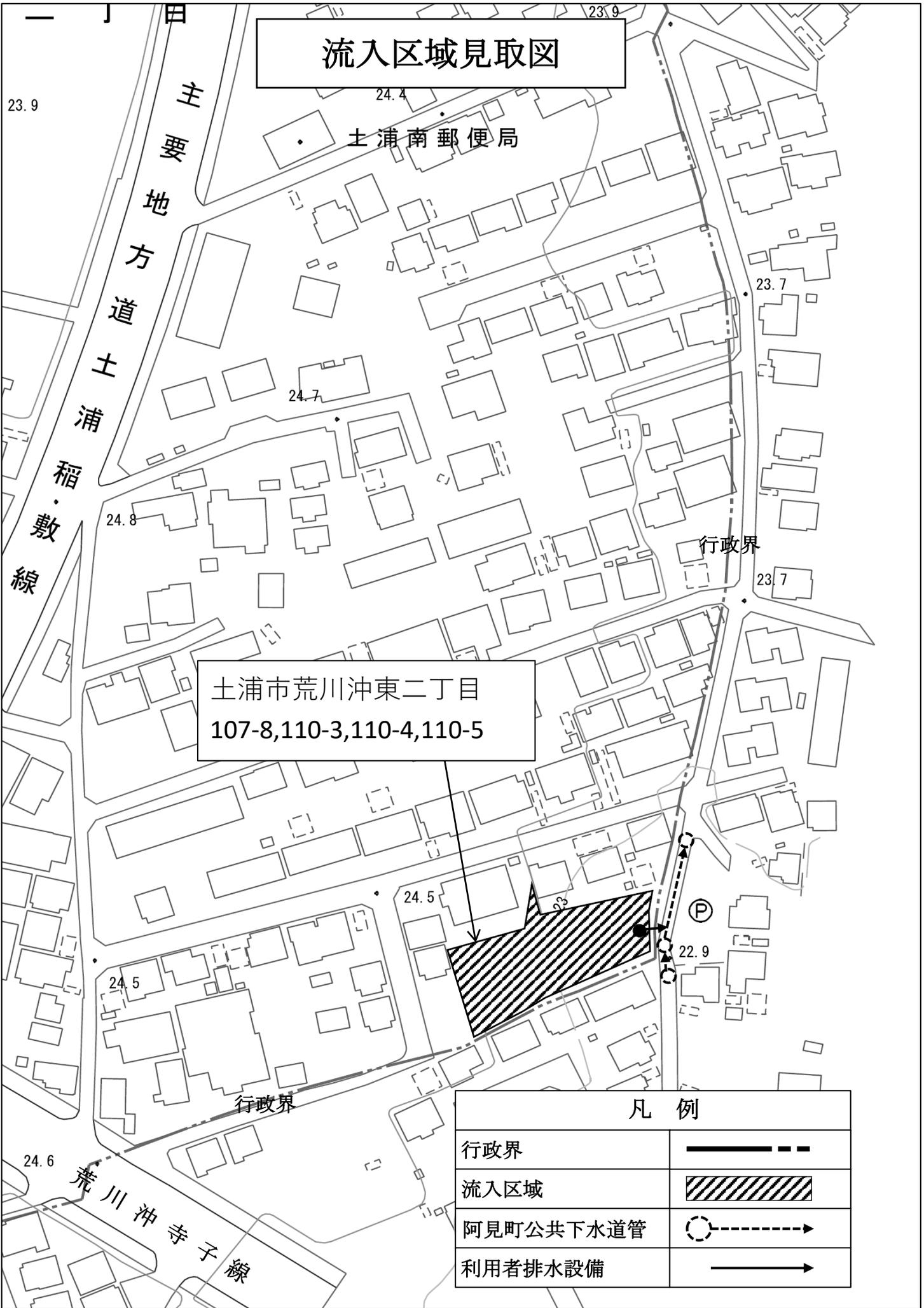
以上のとおり協議内容に合意した証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

茨城県阿見町中央一丁目1番1号  
阿見町長 千葉 繁

茨城県土浦市大和町9番1号  
土浦市長 安藤 真理子

# 流入区域見取図



## 議案第 34 号 説明資料

### 公の施設の利用に関する協議について

阿見町と土浦市は、平成 27 年に公共下水道施設の相互利用を目的とした協定を締結し、利用可能な地番を指定することにより運用しております。

令和 7 年 10 月に土浦市より、令和 3 年度に当町で布設した下水道本管に対して、隣接する土浦市地番からの下水道接続について打診がありました。

この地番は、現在の協定書に指定されていないため、新たに地番を追加することにより、阿見町管理の公共下水道を利用できるよう地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。